

## 奨学金・授業料免除制度

(令和3年1月29日時点)

〈目次〉

- ①高等教育の修学支援新制度【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】
- ②日本学生支援機構の貸与型奨学金【幅広い世帯の方】
  - ②-1 緊急特別無利子貸与型奨学金【アルバイト収入減の方】
  - ②-2 有利子奨学金の貸与期間延長【就職が決まっていない方】
  - ②-3 休学中の者への有利子奨学金の継続貸与【休学中にボランティア活動等に参加する方】
  - ②-4 大学院生に対する業績優秀者返還免除制度の申請期間の柔軟化【大学院生で対象の方】
- ③各大学等の授業料納付猶予・延納や各大学独自の授業料等減免等【制度等により異なる】
- ④「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【家庭から自立し、アルバイト収入減の方】
- ⑤自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

### ①高等教育の修学支援新制度【非課税世帯及びそれに準ずる世帯の方】

**概要**：住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。通常、前年度の課税標準額により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査を行います。家計急変の対象とならない方についても、年2回の在学採用（令和3年4月に募集開始予定）に申込みことができます。対象となり得るかどうかは、進学資金シミュレーターで確認することができます。

**申込時期**：在学採用（令和3年4月に募集開始予定）、家計急変の採用（随時）

**申込先**：各大学等の窓口（各大学等を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

**問合せ先**：給付型奨学金について 各大学等の窓口

授業料等減免について 各大学等の窓口

※授業料等減免については、給付型奨学金の支援区分と共通です。

## ②日本学生支援機構の貸与型奨学金 【幅広い世帯の方】

**概要**：日本学生支援機構の貸与型奨学金では、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。貸与月額は選択可能です。通常、前年度の収入金額等により審査を行います。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査を行います。家計急変の対象とならない方についても、在学採用に申込みことができます。第一種奨学金は月額2～6.4万円（自宅・自宅外、学校種ごとに貸与月額は異なります。）、第二種奨学金は月額2～12万円（貸与利率：[利率見直し方式]0.002%、[利率固定方式]0.157%（令和2年12月貸与終了者の場合））から貸与月額を選択できます。「①高等教育の修学支援新制度」よりも幅広い所得の世帯の方が対象となり、対象となり得るかどうかの見込みは、進学資金シミュレーターで確認することができます。なお、入学時に、希望により入学後第一回目の振込時にまとまった金額（10万円～50万円）の貸与（入学時特別増額）を申請することもできます。

**申込時期**：在学採用（4月～6月）、家計急変の採用（随時）

※第二種（有利子）奨学金については、秋募集も実施しています。

**申込先**：各大学等の窓口

**問合せ先**：各大学等の窓口

### ②-1 緊急特別無利子貸与型奨学金 【アルバイト収入減の方】

**概要**：今般、アルバイト収入の大幅減少により修学が困難になっている学生等が緊急的に新たに奨学金の貸与を希望する場合に、実質無利子で貸し付けを行う「緊急特別無利子貸与型奨学金」について、令和2年7月までの募集締め切りとしていたところ、再募集を実施し、令和3年1月から3月末までの期間支援します。

**申込時期**：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認下さい。

※1月29日現在、各大学等からの推薦受付を終了していますが、やむを得ない事情により貸与を希望する学生等がいた場合は、日本学生支援機構までご相談ください。

**申込先**：各大学等の窓口

**問合せ先**：各大学等の窓口

## ②-2 有利子奨学金の貸与期間延長 【就職が決まっていない方】

**概要**：新型コロナウイルス感染症の影響等による内定取消等で、やむを得ず、令和3年度も大学等に在籍する学生等に対して、緊急支援として、修業年限を超えて第二種（有利子）奨学金の貸与期間を最大1年間延長します。また、新規申込も可能となっています。

**申込時期**：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認ください。

※1月29日現在、各大学等からの推薦受付を終了していますが、令和3年度の在学採用において新規で推薦を受け付ける予定です。詳細は、後日、日本学生支援機構から通知されますので、ご確認ください。

**申込先**：各大学等の窓口

**問合せ先**：各大学等の窓口

## ②-3 休学中の者への有利子奨学金の継続貸与 【休学中にボランティア活動等に参加する方】

**概要**：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大学等を休学してボランティア活動に参加する等、学びの複線化を理由に休学する学生等に対して、通常休学期間は奨学金の貸与は認められないところ、特例として第二種（有利子）奨学金について貸与を休止せず、最大1年間貸与を継続します。また、新規申込も可能となっています。

**申込時期**：令和2年12月11日付 学支企第606号の日本学生支援機構の通知をご確認ください。

※1月29日現在、各大学等からの推薦受付を終了していますが、令和3年4月以降の活動の取り扱いについては、後日、日本学生支援機構から通知されますので、ご確認ください。

**申込先**：各大学等の窓口

**問合せ先**：各大学等の窓口

#### ②-4 大学院生に対する業績優秀者返還免除制度の申請期間の柔軟化【大学院生で対象の方】

**概要**：業績優秀者返還免除制度の申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合、特例として、令和3年度の申請を可能とします。また、返還免除内定者のうち、災害、傷病、感染症の影響その他のやむを得ない事由により修業年限内で課程を修了できなくなった者については、修業年限内で課程を修了したものとみなします（内定取消の対象外とします）。

**申込時期**：令和2年12月16日付 学支返免第515号の日本学生支援機構の通知を確認

**申込先**：各大学の窓口（各大学を通じて日本学生支援機構に申込みを行います）

**問合せ先**：各大学の窓口

#### ③各大学等の授業料納付猶予・延納や各大学独自の授業料等減免等【制度等により異なる】

**概要**：経済的に困難な方については、多くの大学等で、授業料の納付猶予や延納等を行っています。また、各大学等が独自に授業料等減免や奨学金の制度を持っている場合もあります。

**問合せ先**：各大学等の窓口

#### ④「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』【家庭から自立し、アルバイト収入減の方】

**概要**：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（住民税非課税世帯の場合は20万円）を日本学生支援機構から給付します。家庭から自立してアルバイト等により学費等を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、大学等が学生等の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。

**申込時期**：令和3年1月22日付、文部科学省高等教育局学生・留学生課事務連絡をご確認ください。

**申込先**：各大学等の窓口

**問合せ先**：各大学等の窓口

## ⑤自治体独自の奨学金や民間奨学金等【制度等により異なる】

**概 要**：自治体が独自に奨学金等の制度を持っている場合もあります。また、民間の奨学金についても、申込みが可能な場合もあります。(こうした支援については、日本学生支援機構の Web ページでも一部紹介しています。)

**問合先**：各大学等の窓口や自治体の窓口

日本学生支援機構ホームページ 「大学・地方公共団体等が行う奨学金制度」

([https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku\\_dantaiseido/index.html](https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html))